

幼児教育の段階的無償化による保育料の改定について

1 平成30年度における幼児教育の段階的無償化の概要

国では幼児教育の段階的無償化を拡充し、平成30年度は1号認定子どもについて、年収360万円未満相当世帯の第1子及び第2子の利用者負担上限額を軽減。

対象 国 第3階層（市 第3階層）：市民税所得割課税額77,100円以下

29年度 国上限額		➔	30年度 国上限額	
第1子	14,100 円		第1子	10,100 円
第2子	7,050 円		第2子	5,050 円

2 市保育料の改定内容

国第3階層の利用者負担上限額の軽減に伴い、市においても同対象における保育料を軽減。

対象 市 第3階層（国 第3階層）：市民税所得割課税額77,100円以下

29年度 市保育料		➔	30年度	
第1子	11,000 円		第1子	10,100 円
第2子	5,500 円		第2子	5,000 円

参考：1号認定 平成30年度八戸市保育料

階層区分			保育料月額（第1子・第2子）	
			ひとり親世帯等以外	ひとり親世帯等
第1	生活保護世帯等		0 円	0 円
第2	市民税所得割非課税世帯		0 円	0 円
第3	市民税所得割 77,100円以下	半額	5,000 円	0 円
		基準額	10,100 円	3,000 円
階層区分			保育料月額	
			第1子・第2子	第3子以降
第4	市民税所得割 211,200円以下	半額	7,800 円	3,900 円
		基準額	15,600 円	7,800 円
第5	市民税所得割 211,201円以上	半額	10,500 円	7,300 円
		基準額	21,100 円	14,700 円

◎ひとり親世帯等（ひとり親世帯・在宅障がい児（者）のいる世帯等）

第3	生計を一にする子どもにおいて、第1子は基準額、第2子以降は無料
第4～第5	ひとり親世帯等以外と同じ

◎ひとり親世帯等以外

第3	生計を一にする子どもにおいて、第1子は基準額、第2子は半額、第3子以降は無料
第4～第5	小学校3年生以下の兄弟がいる場合、第2子は半額、第3子以降は無料 保護者が扶養する子どもにおいて、第3子以降の場合、「第3子以降」の保育料を適用